

横浜市市民協働推進委員会答申

令和5年3月

横浜市市民協働推進委員会

目 次

I	はじめに	2
II	答申に至る経緯	3
III	答申	4
1	令和元年度から令和3年度までの間の取組への評価	
2	今後の横浜の市民協働の基本的方向性	
	(1) データに基づいた現状分析	
	(2) 具体的な取組の提案	
3	まとめ	

【参考資料】

- 1 諮問文（令和4年6月20日）
- 2 諮問・審議の過程
- 3 第5期横浜市市民協働推進委員会委員名簿
- 4 令和元年度～令和3年度年度の市民協働の取組状況
- 5 横浜市市民協働条例

I はじめに

横浜市市民協働条例（以下「条例」という。）附則第3項では、「この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」と定めています。

条例施行（平成25年4月1日）から3年が経過した平成28年度、条例に基づく1回目の振り返り（平成25年度から平成27年度）を行い、条例に基づく施策の進捗状況や制度等の運用状況などを市民協働の推進の観点から検証し、答申いたしました。

また、2回目の振り返りでは、平成28年度から平成30年度における協働の取組についての振り返りのほか、今後の横浜の市民協働のあり方について答申いたしました。

令和4年6月20日、令和元年度から令和3年度までの取組への評価、及び今後の横浜の市民協働のあり方についての意見とりまとめについて、市長から、附属機関である横浜市市民協働推進委員会（以下、「委員会」という。）に諮問がなされ、これまで3回の委員会を通して検討を進めてまいりました。

今回の振り返りにより、横浜市と市民等とが協働で事業を行うにあたっての環境整備がさらに推進されることを期待し、答申いたします。

令和5年3月
横浜市市民協働推進委員会
委員長 鈴木 伸治
委員 池田 誠司
同 大塚 朋子
同 岸本 伴恵
同 後藤智香子
同 齊藤 ゆか
同 竹原 和泉
同 林 重克

II 答申に至る経緯

横浜市市民協働推進委員会では令和元年度、条例附則第3項に基づき平成28年度から平成30年度における条例の施行状況について検討及び見直し（以下、「振り返り」という。）を行いました。あわせて、「協働の範囲を広く捉える」「分野を超えた連携を図る」「協働の裾野を広げる」「協働の実践を通じて人材を育てる」「協働モデルの蓄積」の5つの視点から、今後の横浜の市民協働のあり方について答申いたしました。

この度、前回答申を踏まえた令和元年度から令和3年度までの間の取組への評価、及び今後の横浜の市民協働のあり方についての意見とりまとめについて、条例第17条第2項に基づき、意見を求められました。

【参考】横浜市市民協働条例（抜粋）

（横浜市市民協働推進委員会）

第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会（以下「市民協働推進委員会」という）を置く。

- 2 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 市民協働推進委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（適用）

- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に始まる市民協働から適用し、同日前に現に行われている市民協働については、なお従前の例による。

（見直し）

- 3 この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

Ⅲ 答申

諮問事項「令和元年度から令和3年度までの間の取組への評価」及び「今後の横浜の市民協働のあり方についての意見とりまとめ」について、次のとおり答申します。

1 令和元年度から令和3年度までの間の取組への評価

(1) 協働の範囲を広く捉える

- ・公共的・公益的サービスの提供に関わる施策立案にも市民が関わっていくことが求められる。
- ・自治会町内会、NPO、企業、大学など、様々な主体同士の協働の取組に対して、連携しやすい環境を整え、支援していくことが必要。

ア 主な取組

- ・「横浜市市民協働推進センター」の開設（市民局）
- ・多様な主体との連携により、中間支援組織として環境・経済・社会的課題の統合的解決を図る「SDGsデザインセンター」の運営（温暖化対策統括本部）
- ・モデル事業を踏まえた「市民協働事業の提案支援事業」の開始（市民局）



▲横浜市市民協働推進センター

イ 実績と課題

- ・市民協働の総合的窓口となる市民協働推進センターを市庁舎に開設したことにより、市民活動支援に加え、協働事業相談や交流連携の場の提供等の充実が図られました。
- ・協働事業の実践実績の中から施策立案に繋げられるようにするためには、市民協働推進センターや市民局等が連携しつつ提案をブラッシュアップするなど、より踏み込んだ伴走支援が必要です。

(2) 分野を超えた連携を図る

- ・福祉の分野、市民活動の隔てなく、行政の側は、各区局が分野を超えて連携・協力し、地域の暮らしを支えるための課題を整理して対応を考えることが必要。
- ・持続可能な地域社会の形成に向け、自治会町内会やNPOが取り組んできた活動、地域課題に対し様々な主体が参画しやすい環境を作り、主体の能力の発揮や協働を進めていくことが大切。

ア 主な取組

- ・中間支援組織の機能強化に向けた「市民活動支援センター事業展開ガイドライン」の改訂（市民局）
- ・行政の各部署が分野を超えて、地域の課題解決に協働して取り組む「地域福祉保健計画推進事業」の実施（健康福祉局・各区）
- ・防災、多世代交流、環境保全など多様な分野の地域課題の解決や魅力向上に

資する施設整備に対して、公開プレゼンテーション方式で支援・助成を決定する「ヨコハマ市民まち普請事業」の実施（都市整備局）

イ 実績と課題

- ・地域交通問題の解決など、多様な主体が分野を超えて連携協働する実践が生まれました。
- ・引き続きの局間連携の強化や協働に関する情報発信が重要です。特に、活動団体の情報に関しては、一元化一覧化できるような工夫が必要です。

(3) 協働の裾野を広げる

- ・地域において草の根レベルで活動している団体や、地域に根差し貢献している企業がある。
- ・市民の小さな活動や協働経験の少ない団体の思いにも目を向け、また、個人が持つ経験や専門性、意欲を活動につなげるための伴走支援やコーディネートをしていく。

ア 主な取組

- ・「協働の始め方スタートアップガイド」「NPO法人・市民活動団体応援ガイド」、協働の歩みとセンターの活動を紹介する「インスパイラル」などの発行（市民局）
- ・公園愛護会活動等支援事業では、土木事務所にコーディネーターを配置し、多様な伴走支援を実施（環境創造局）
- ・「市民公益活動緊急支援事業」や「自治会町内会新しい活動スタイル応援事業」など、コロナ禍の市民活動を応援する事業を実施（市民局）



▲公園愛護会活動

イ 実績と課題

- ・コロナ禍での市民活動支援に関しては、様々な団体の声を聞き対応を行ったことで、活動の継続のみならず新たな活動の展開が図られました。
- ・活動を担う人材を求める声が多い一方で、プロボノなど新しいボランティアの活動スタイルの浸透や市民協働に対する理解の広がりから、潜在的な活動意欲を持つ市民のマッチングが課題となっています。

(4) 協働の実践を通じて人材を育てる

- ・課題解決、新たな活動や枠組みづくりを協働で行うためには、活動のゴールイメージを共有し、そのための対話や合意形成の仕組み作りや取組を、行政も市民も行っていく必要がある。
- ・個人では活動に関わったことのない市民や、これから活動を始めたいと思う市民が、身近な活動に参加し、協働に触れるための研修や講座、社会参加のきっかけとなる取組が大切。

ア 主な取組

- ・「対話&創造ラボ」や「協働トライアルセミナー」の実施（市民局）
- ・「元気な地域づくり推進事業」における、協働による地域人材の発掘・育成（市民局・各区）
- ・市民参加型のプロジェクトを実施するヨコハマ・エコスクール（YES）事業を通じた環境・地球温暖化に関する学びや体験などの場を提供（温暖化対策統括本部）



▲対話&創造ラボの様子

イ 実績と課題

- ・市民協働推進センターのメールマガジンのほか、行政内でも交流イベント等の開催を周知することにより、受講生の多様性が豊かになりました。
- ・講座を受講しただけで終わるのではなく、参加した受講生が地域課題の解決に向けた実際の協働の取組へとつながるよう、コーディネートすることが必要です。

(5) 協働モデルの蓄積

- ・協働の成功事例の共有、蓄積に加え、提案や相談があったものの、実現には至らなかった相談案件などについても、その要因を分析し、今後の課題解決の参考事例として蓄積すること。

ア 主な取組

- ・横浜市市民協働推進センターや各区市民活動支援センターにおける相談対応、事例の蓄積（市民局）
- ・ファシリテーター派遣による自己評価実施と、その結果を踏まえた「よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金」申請への制度見直し（市民局）
- ・共創フロントが相談窓口、橋渡し役となり、民間企業と市役所各部署との公民連携による社会課題解決を推進（政策局）

イ 実績と課題

- ・市民協働局間連携会議では、コミュニティ施策関連部署による行政内部の課題を共有する他、市民協働推進センターを交えた意見交換による中間支援組織の事例の共有が行われました。
- ・さらなる全庁的な市民協働の推進に取り組むとともに、新たな事業スキームの創出や、複数局が連携した市民活動団体（中間支援組織含む）への支援の実績を作ることが必要です。

2 今後の横浜の市民協働の基本的方向性

(1) データに基づいた現状分析

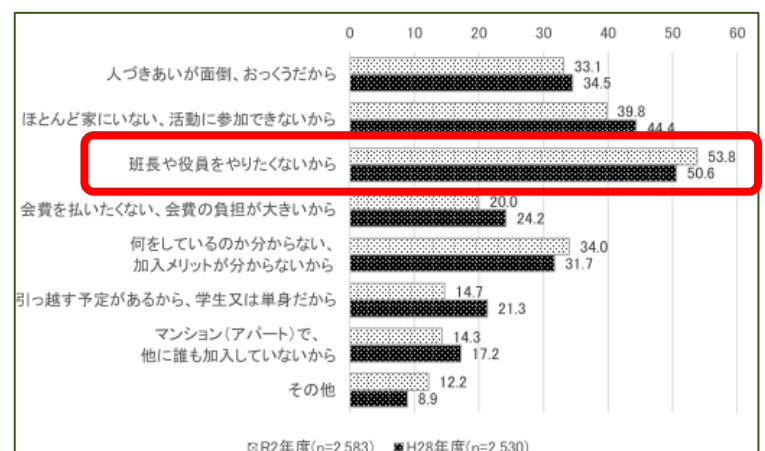
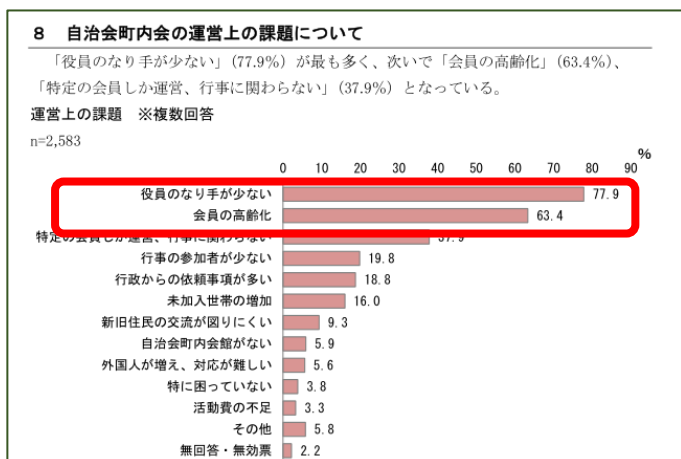
今後の市民協働のあり方を検討するにあたり、当委員会では以下の4つの論点について、各種データに基づいた現状分析を行いました。

- ア 担い手不足の解消
- イ 中間支援組織のあり方
- ウ 多様な主体との連携
- エ コロナ禍における市民協働

ア 担い手不足の解消

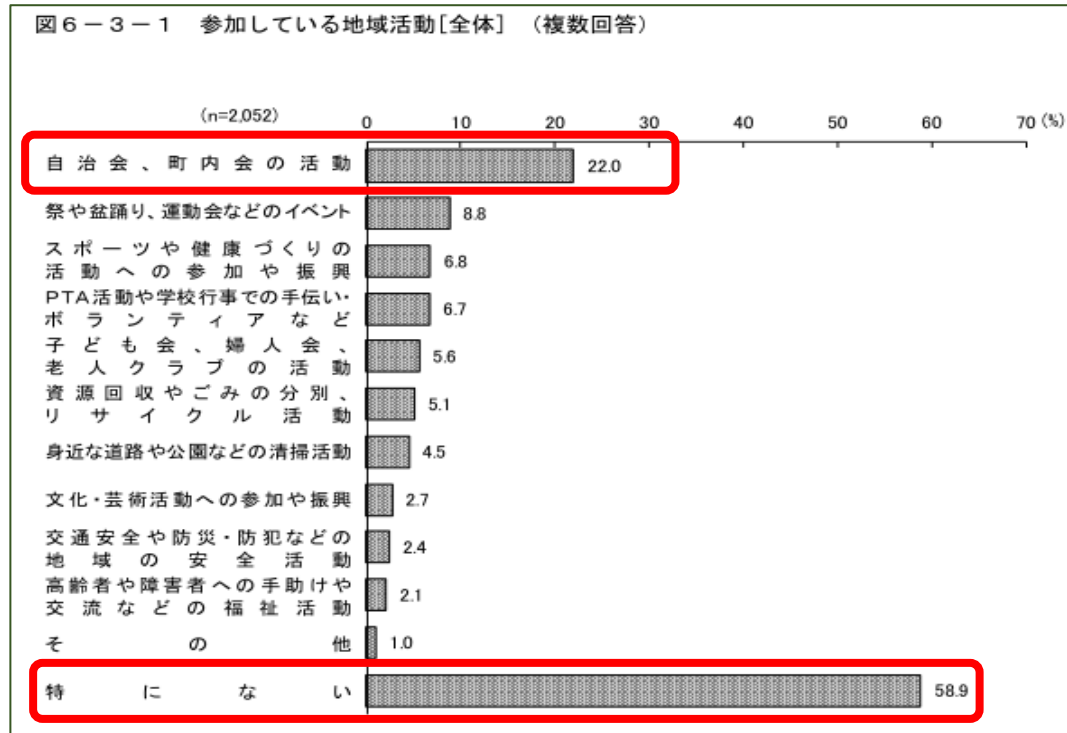
「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書（以下「自治会アンケート」という）」によれば、自治会町内会の運営上の課題について『役員のなり手が少ない』の回答が77.9%と最も高く、次いで『会員の高齢化』が63.4%となっています。同じく、自治会アンケートによれば、自治会町内会に参加しない理由として聞き及んでいる項目としては、『班員や役員をやりたくないから』が53.8%と最も高い結果となっています。

また、「ポストコロナにおける活動に向けたNPO法人、市民活動団体アンケート（以下「NPOアンケート」という）」では、コロナ禍の影響でまだ乗り越えられていない困難や課題として、『活動を進めるための人材が不足している』と答えた団体が37.9%となっています。



▲「令和2年度 横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書」

令和元年度に実施した横浜市市民意識調査によると、市民が参加している地域活動のうち、『自治会町内会の活動』は22%と最も高くなっている一方で、参加している地域活動が『特にない』と答えた方は58.9%となっています。地域活動に参加していない層への働きかけやアプローチが求められています。



▲「令和元年度 横浜市市民意識調査」

上記の各種データ分析を踏まえ、委員会では『自治会町内会では、イベントや活動を実施する際、ボランティアを呼びかけたり、活動単位で任せる仕組みを少し取り入れていくと活性化するのではないか。』といった意見や『NPOの中にはボランティア制度を採用し、ライフステージの変化があっても柔軟に参加できるような仕組みを取り入れている団体もある。仕事をしながら自治会町内会活動に関わってくれる人を増やすためには、適度な役割分担を選べる仕組みも必要。』といった意見がありました。

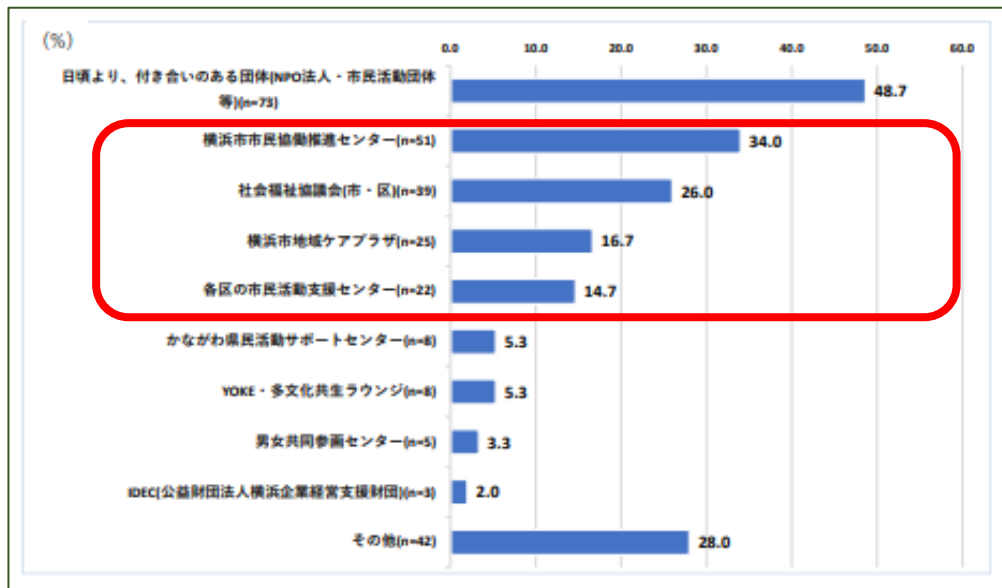
地域活動や市民活動の担い手不足の解消に向けては、『1日だけ、あるいは5日間だけといった限定したボランティア活動のような、短期間の参加の仕組みをつくっていくことが必要』だと考えます。

イ 中間支援組織のあり方

NPOアンケートによれば、NPO法人がコロナ禍で相談した団体や機関は、日頃より付き合いのある団体に次いで、横浜市市民協働推進センターや社会福祉協議会、横浜市地域ケアプラザなどのいわゆる中間支援組織が上位を占めました。市民活動や地域活動の取り組み方や進め方の解決については、中間支援組織は重要な役

割を果たしています。

【コロナ禍で相談した団体・機関】



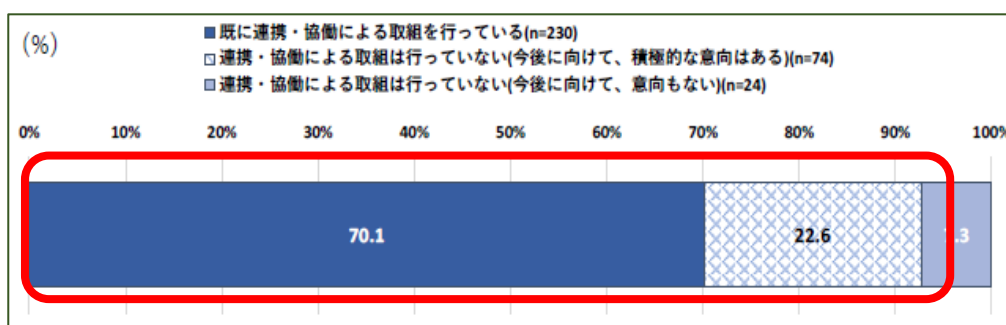
▲「ポストコロナにおける活動に向けた NPO 法人、市民活動団体アンケート調査」(令和 4 年 3 月)

委員会では、『中間支援組織の在り方を考える際、市民協働推進センターの在り方は大きな話であり、丁寧に議論するべき。』といった意見や、『市民協働推進センターや各区市民活動支援センターは、活動団体の紹介だけでなく、それぞれの団体が体験的なボランティア等を積極的に受け入れていくような仕組みづくりを呼び掛け、人材育成につながる取組も進めていく必要がある』といった意見がありました。

ウ 多様な主体との連携

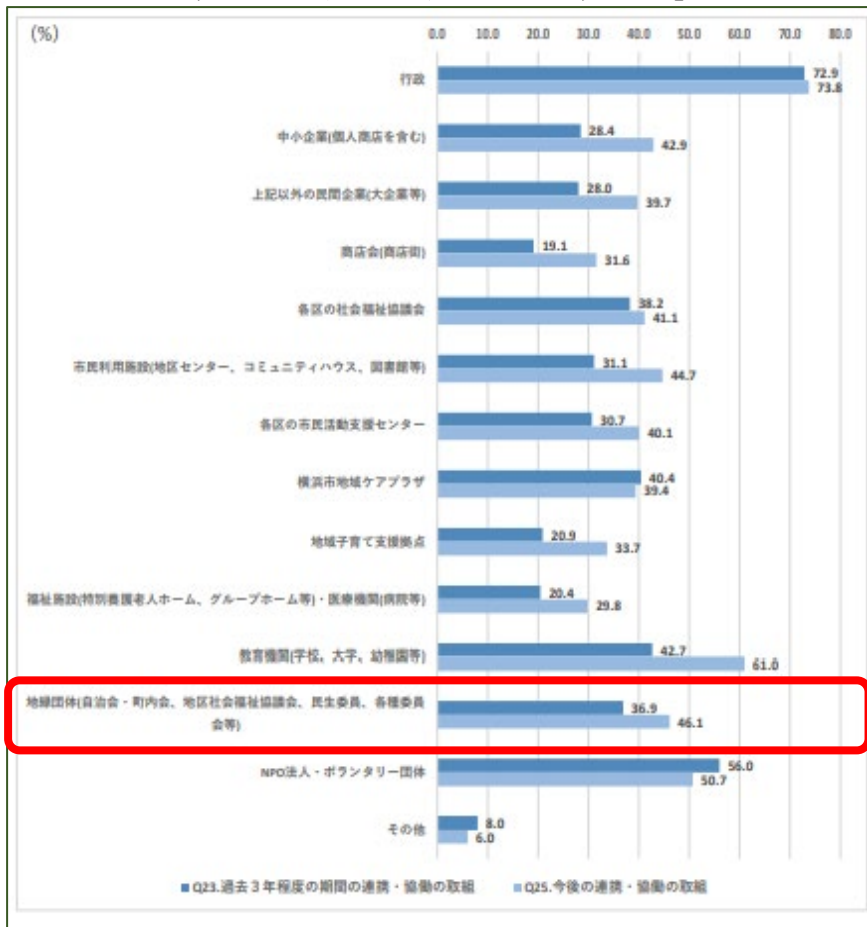
NPOアンケートによると、『既に連携・協働による取組を行っている』団体は約7割、『連携・協働による取組は行っていないが、今後に向けて、積極的な意向はある』と答えた団体は約2割となっています。また、連携・協働したい相手は、行政、教育機関、他のNPO法人に続いて、地縁団体が位置しています。

【他の団体や行政、企業、機関・施設等との連携・協働による取組状況】



▲「ポストコロナにおける活動に向けた NPO 法人、市民活動団体アンケート調査」(令和 4 年 3 月)

【過去3年間の連携相手と、今後期待する連携相手】



▲「ポストコロナにおける活動に向けた NPO 法人、市民活動団体アンケート調査」(令和 4 年 3 月)

委員会では、『自治会町内会が大学生とつながりたいと思った場合、学生を巻き込んだ事業を実施しているNPO法人とつながることで、若い人たちを呼び込めるような事業ができるのではないか。』や、『団体同士が連携できるよう、必要な情報を得られる検索システムが必要。若い世代は自主的に検索できるが、デジタルに不慣れた活動団体のことも想定し、各区市民活動支援センターによる支援に期待したい。』といった意見がありました。

エ コロナ禍における市民協働

自治会アンケートによると、コロナ禍以降にできていない活動は『お祭り・イベントの開催（夏祭り、バス旅行など）』、『温暖化対策（緑のカーテン設置、啓発活動など）』、『子育て支援（親子の居場所づくりなど）』が上位を占めた一方、『回覧板などによる情報の共有（各戸配布、掲示板の管理など）』や『福利厚生（会員への慶弔事業など）』、『3R夢行動（ごみの減量、再資源化）』は例年通りに実施されています。

活動分野	例年通り実施		工夫して実施		できていない	
	実数	%	実数	%	実数	%
回覧板などによる情報の共有 (各戸配付、掲示板の管理など)	2,110	81.7	396	15.3	58	2.2
防火防災活動 (避難訓練の実施、防災マップの作成など)	486	18.8	852	33.0	1,149	44.5
防犯活動 (パトロール、防犯灯の見守りなど)	1,125	43.6	570	22.1	796	30.8
街の美化事業 (清掃活動・花壇の設置など)	1,260	48.8	674	26.1	580	22.5
福祉事業 (高齢者や障害者への福祉活動など)	629	24.4	755	29.2	1,081	41.9
会員の健康づくり・スポーツ レクリエーション活動 (ウォーキング会・ラジオ体操・運動会など)	272	10.5	496	19.2	1,701	65.9
子育て支援 (親子の居場所づくりなど)	158	6.1	341	13.2	1,887	73.1
3R夢行動 (ごみの減量、再資源化)	1,357	52.5	437	16.9	677	26.2
温暖化対策 (緑のカーテン設置、啓発活動など)	176	6.8	187	7.2	2,008	77.7
交通安全活動 (登下校時の見守り、啓発活動など)	1,129	43.7	385	14.9	932	36.1
お祭り・イベントの開催 (夏祭り、バス旅行など)	128	5.0	179	6.9	2,184	84.6
仲間・居場所づくり (趣味の会、交流拠点(サロン)など)	241	9.3	657	25.4	1,556	60.2
福利厚生 (会員への慶弔事業など)	1,579	61.1	431	16.7	494	19.1
その他	44	1.7	55	2.1	79	3.1

▲「令和2年度 横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書」

また、コロナ禍を受け、新しく始める(始めたい)取組について、課題や支援が必要なことは、PCや回線等の環境整備の費用、ITに関する知識や人材の不足など、いわゆる『ICT活用』が多くなっています。

【新しく始める(始めたい)取組について、課題や支援が必要なこと】	
511団体から挙げられた627件の意見を次の通り分類・集計した。()は内数	
課題や支援	件数
《ICT活用》	409
《ハード面の課題や支援》 PCや回線等の環境整備の費用 など	(168)
《ソフト面の課題や支援》 ITに関する知識や人材の不足、システム使用の教育 など	(241)
《人員不足》 会員の不足、高齢化・若い世代の不足	49
《活動場所》 使用できる会館がない、会館が近隣にない など	20
《コロナ感染症対策》 対策が困難、活動開催の判断基準の提示 など	18
《その他 取組についての支援》 ほかの町内会との交流の支援 など	93
《その他 取組についての課題》 会費等の集金方法、コロナ禍における住民間の交流不足 など	38
合計	627

▲「令和2年度 横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書」

委員会では、『子どもにとっての1年、2年は大きいので、子ども会の活動を再開できるよう、再開に向けたノウハウを提供できるとよい。』や『PTAはコロナをきっかけに様変わりして、活動のために平日昼間に学校に行くことを前提にした仕組みから、分担ごとに連絡を取り合いながら、できる人が、できることを、できる時間にやる方式に変わってきている。』、『コロナ禍にあってもつながりの場を求めている人は多く、空き家や空き店舗、住み開きなどを活用し、身近な地域での居場所づくりは活発で、行政でも支援していくべき。』といった意見がありました。

(2) 具体的な取組の提案

コロナ禍により、地域の人と人とのつながりや、人と人とが直接顔を合わせる場面が減る一方で、一人で過ごす時間やインターネットを利用する時間が増える傾向が顕著に表れています。このような変化は、市民活動や地域活動のあり方にも大きな影響を与えており、今後の市民協働の推進にむけては環境変化にも適切に対応していく必要があります。

リモートワークや副業の浸透など、市民の働き方・暮らし方が変わったことで、勤務先のみならず、生活拠点のある地域に対して興味関心を持つ人が増えはじめています。このような中、インターネットは、人と人をつなぐ新しいツールとして定着しつつあり、市民活動や地域活動に新たな手法をもたらしています。

地域に興味関心を持ち始めた人をいかに地域活動へといざなうか、コロナ禍という状況下に発生した新しい課題にどのように対応していくのか、デジタルツールを活用した新しい活動スタイルをどのように具現化していくのか、そのためにはどのような支援や環境が必要なのかを考えていく必要があります。同時に、活動団体や人々が集まり、対話や交流を重ねることで、新たな価値や協働を生み出す“場づくり”を意識していくことも重要です。

上記の認識を踏まえ、今後の市民協働のあり方を「地域情報の一元化・一覧化」「しなやかな組織運営」「つなぐ力の強化」の3つの提案で示します。

提案1 地域情報の一元化・一覧化

地域に対する興味関心を持った人が活動に参加しようとウェブサイトで情報を検索した場合、地域活動団体の情報は各施設や窓口単位に点在しており、必ずしも欲しい情報を手軽に入手できる状態になっていません。また、各区の市民活動支援センターなど、身近な地域の間接支援組織の認知度は必ずしも高くなく、気軽な相談窓口になっていないことも課題です。

このような課題を解決するためには、行政が中心となり、デジタル技術を積極的に活用した地域活動団体の紹介に加え、活動している場所や活動内容、参加方法、手伝いを求める内容など、地域情報の一元化・一覧化を図ることで、必要な情報にたどり着けるような支援や、テーマや分野を超えた横断的な活動ニーズとシーズのマッチングを促す必要があります。

また、システム導入と並行して、中間支援組織による活動団体と人をつなぐコーディネート機能や伴走支援機能の十分な発揮、地域や地域課題に関心を持ってもらうための積極的なアプローチが求められます。

提案2 しなやかな組織運営

地域活動の人材確保に向けては、中短期のアプローチと、長期のアプローチの2つの視座を持つ必要があります。前者では、テレワークをきっかけに地域に目を向け始めた現役世代等をターゲットに、また、後者では、小中学生や高校生、大学生など、将来の担い手となりうる層をターゲットに据えたアプローチが必要です。

地域活動団体が新しい担い手を受け入れるにあたっては、イベントや行事、期間を限った運営への参加など、ゆるやかなつながりや支え合い、出入り自由な地域活動への参加を可能にできるよう、柔軟な発想や考え方をその運営に積極的に取り入れていく必要があります。これにより、地域活動の担い手不足の解決につながることも期待できます。



▲【ボランティア制度を活用して開催された
野外映画上映会】

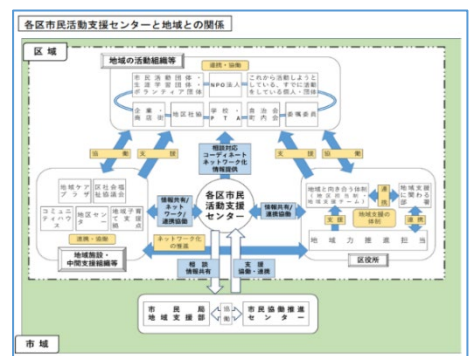
例えば、自治会町内会の仕事を細分化し、分担制やボランティア制を導入することで、多世代が参加する地域運営や、NPO法人等の多様な主体と連携・協働する取組が進み、担い手不足の課題に対応できる可能性が生まれます。

提案3 つなぐ力の強化

空き家や空き店舗、住み開きなどを活用した、身近な地域での主体的かつ自主的な交流やつながりの場づくりの活動は、その過程でより多様な個人や団体の出会い、対話、協働を生み出すため、つなぐ力の側面からも今後注視していくべき活動といえます。また、中高生・大学生や現役世代など、新たに活動に参加したいと思った市民を実践に結びつけるためには、中間支援組織の人材育成機能やつなぐ力（コーディネート力）も充実させる必要があります。

連携や協働を進めていくにあたっては、中間支援組織のスキルアップや人材の確保などが欠かせません。市民協働推進センターや各区市民活動支援センターは、活動団体や人材に関する情報を共有し、そのコーディネート力を十分に高められるよう、地域ケアプラザや地区センター等との連携を深めていくことが重要です。また、市民協働推進センターは、中間支援組織の強化や連携の強化に向け、スタッフの人材育成や事例紹介などを牽引する役割を果たしていくことが求められます。

つなぐ力の強化に向けては中間支援組織が中心となり、市民活動団体へのデジタル化支援、対話や交流の場づくりに取り組む必要があります。あわせて、市民活動の活動場所となっている地区センターやコミュニティハウスからの情報発信を充実させるほか、中間支援組織と協働する市役所職員の意識改革、全庁的な連携を推進する市民協働局間連携会議の活性化も必要です。



▲「市民活動支援センター事業展開ガイドライン」

コロナ禍でデジタルツールの普及が進んだ一方で、対面や集合でのつながりを求める人のニーズも一定数あります。デジタル技術を活用しながらも、人と人が直接顔を合わせて対話や交流を重ねることで生まれる新たな価値を再認識し、人や情報がつながる“場づくり”に向け、中間支援組織がその役割を果たしていくことを期待しています。

3 まとめ

本答申にあたっては、令和元年度から令和3年度までの間の取組への評価および今後の横浜の協働のあり方について審議しました。

この3年の間、市民活動・地域活動に関する事業、環境の保全に関する事業等での協働事業数は着実に増加しており、協働型社会の形成は確実な歩みをとげています。

しかし、これまで発展を続けてきた横浜市も、いよいよ人口減少局面を迎えており、少子高齢化の更なる進展や社会のあらゆる分野での担い手不足、地域コミュニティの維持・継続の困難さなどの課題に直面しています。

さらに、新型コロナウイルスの流行により、横浜の市民活動や地域活動は大きな影響を受けました。自治会町内会ではお祭りやイベントなどの自粛を強いられたほか、NPO法人では活動の見通しが不明瞭になったり、活動場所の確保が困難になったりしました。その一方で、コロナ禍以降、地域に関心を寄せる市民は増えており、活動参加を促すような新たな仕組みの検討が必要になっています。

令和4年12月に策定された「横浜市中期計画2022～2025」では、共にめざす都市像として『明日をひらく都市 OPEN×PIONEER 2040 YOKOHAMA』が示され、この実現に向けては「共にめざす仲間」を増やす必要があるとしています。この仲間を増やし、「横浜で子育てしたい」と思える様々な策を講じていくため、基本戦略には『子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ』が掲げられています。

中期計画を推進していくための基本姿勢では、『地域コミュニティ強化の視点』において、地域の課題を解決していくためには、地域の様々な団体・人々がつながり、お互いに協力していくことが重要ですが、大都市ならではの人のつながりの難しさや、担い手不足など課題もあるため、地域の皆様それぞれが地域に身近な課題解決の担い手となるよう、環境整備をより一層進めていくとしています。また、『協働・共創の視点』においては、自治会町内会やNPOなどの様々な団体と行政とが協働しながら魅力ある地域づくりに取り組むことに加え、企業などの民間事業者と行政とが連携して公を創る共創の考え方も強調されました。そのためには、行政が、自治会町内会やNPO、企業などの多様な主体、あるいは行政内の様々な部署と連携する際、お互いが真摯に向き合い、目線を合わせながら話すこと、『対話』が欠かせません。

令和2年6月、地域団体や企業、学校、行政など、様々な主体が対話する場、創造が生まれる場として開設された横浜市市民協働推進センターでの出会いをきっかけに、横浜コード^{*}を意識した『対話』が丁寧に紡がれていくことを期待しています。あわせて、これからの社会によりふさわしい協働のあり方や、新たな価値や解決策を創発するプラットフォームの作り方なども『対話』のテーマとしてとりあげられることを望んでいます。

横浜が住みたい都市、住み続けたい都市、選ばれる都市となれるよう、大切な仲間・パートナーを増やししながら、横浜の市民協働が一層推進されるよう希望します。

※市民協働事業の基本原則として市民協働条例第8条に規定。対等の原則、自主性尊重の原則、自立性尊重の原則、相互理解の原則、目的共有の原則、公開の原則の6つで構成される。

参 考 资 料

市市協第 221 号
令和 4 年 6 月 20 日

横浜市市民協働推進委員会
委員長 鈴木 伸治 様

横浜市長 山中 竹春

市民協働条例施行状況の振り返りについて（諮問）

平成 25 年 4 月 1 日から施行された横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号。以下「条例」という。）附則第 3 項では、「この条例の施行の日から起算して 3 年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」と規定されています。

本年度は、令和元年度から令和 3 年度までの 3 年間の条例の施行状況（協働の取組）について振り返る年度にあたることから、条例第 17 条の規定に基づき諮問します。

1 趣旨

別紙のとおり

2 答申時期

令和 5 年 3 月までに答申をお願いします。

市民協働推進委員会への諮問について（趣旨）

1 趣旨

令和元年度から令和3年度における条例の施行状況（協働の取組）についての振り返りと、今後の横浜の市民協働のあり方について、市民協働推進委員会（以下、「委員会」という）において専門的見地からご意見を賜りますよう諮問いたします。

2 諮問内容

(1) 令和元年度から令和3年度までの間の取組への評価

前回の振り返りでは、少子高齢化や環境問題など、益々多様化する地域課題・社会課題に向き合い解決するためには、次のような市民協働を推進していくことが必要という意見をいただきました。

- ①協働の範囲を広く捉える
- ②分野を超えた連携を図る
- ③協働の裾野を広げる
- ④協働の実践を通じて人材を育てる
- ⑤協働モデルの蓄積

上記のご意見を踏まえ、令和元年度から令和3年度までの間に下記の取組を実施しました（一部記載）。

- ①横浜市市民協働推進センターの開所
- ②中間支援組織の機能強化に向けた「市民活動支援センター事業展開ガイドライン」の改訂
- ③「市民公益活動緊急支援助成事業」など、コロナ禍の市民活動を応援する事業を実施
- ④「対話&創造ラボ」や「協働事業トライアルセミナー」などイベントの実施
- ⑤「よこはま夢ファンド組織基盤強化支援」の制度見直し

上記以外の取組も含め、市民協働にかかる取組に対する評価をお願いします。

(2) 今後の横浜の市民協働のあり方についての意見とりまとめ

これから3年間で取り組むべき事項について、ご議論をお願いいたします。

【検討の論点（案）】

- ・コロナ禍における市民協働
- ・中間支援組織のあり方
- ・担い手不足の解消
- ・多様な主体との連携 等

3 令和4年度のスケジュール（案）

時 期	内 容
第5期第5回委員会（令和4年6月20日）	【諮問】 市長から委員会あてに、市民協働条例附則に基づく条例の施行状況の振り返りについて諮問
第5期第6回委員会（令和4年9月頃）	【審議】 令和元年度から3年度までの3年間の市民協働の取組状況等について審議
第5期第7回委員会（令和4年12月頃）	【審議】 条例の3年ごとの振り返りについて（中間まとめ）
第5期第8回委員会（令和5年3月頃）	【審議】 答申（案）のまとめの審議
答申（令和5年3月中旬～下旬）	【答申】 委員会委員長から横浜市長に答申

参考資料2 諮問・審議の過程

(1) 諮問及び審議の日程

時 期	内 容
第5期第5回委員会（令和4年6月20日）	【諮問】
第5期第6回委員会（令和4年9月26日）	【審議】 令和元年度から3年度までの3年間の市民協働の取組状況等について審議
第5期第7回委員会（令和4年12月20日）	【審議】 条例の3年ごとの振り返りについて（中間まとめ）
第5期第8回委員会（令和5年3月6日）	【審議】 答申（案）のまとめの審議

(2) 令和元年度から令和3年度までの間の取組への評価

前回の振り返り（令和元年度）時の答申を踏まえ、令和元～3年度に行った取組に対し、評価をしました。

前回の答申の内容	前回の答申に対する令和元～3年度の主な取組内容
①協働の範囲を広く捉える	・横浜市市民協働推進センターの開所 ・SDGs デザインセンターの運営
②分野を超えた連携を図る	・「市民活動支援センター事業展開ガイドライン」の改訂 ・ヨコハマ市民まち普請事業
③協働の裾野を広げる	・「市民公益活動緊急支援事業」や「自治会町内会新しい活動スタイル応援事業」など、コロナ禍の市民活動を応援する事業の実施 ・公園愛護会等活動支援事業
④協働の実践を通じて人材を育てる	・「対話&創造ラボ」などの実施 ・元気な地域づくり推進事業
⑤協働モデルの蓄積	・共創フロントの相談対応 ・「よこはま夢ファンド組織基盤強化支援」の制度見直し

(3) 今後の横浜の市民協働のあり方について

【検討の論点】

- ・担い手不足の解消
- ・中間支援組織のあり方
- ・多様な主体との連携
- ・コロナ禍における市民協働

【今後の市民協働のあり方】

- ・提案1 地域情報の一元化・一覧化
- ・提案2 しなやかな組織運営
- ・提案3 つなぐ力の強化

参考資料3 第5期横浜市市民協働推進委員会委員名簿

任期 令和4年4月1日～令和5年3月31日

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等
いけだ せいじ 池田 誠司	・ 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会地域活動部長
おおつか ともこ 大塚 朋子	・ 特定非営利活動法人こまちぷらす 居場所づくりコーディネーター
きしもと ともえ 岸本 伴恵	・ 株式会社チェンジ Next Learning eXperience ユニットマネージャー
ごとう ちかこ 後藤 智香子	・ 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 特任講師
さいとう ゆか 齊藤 ゆか	・ 神奈川大学 学長補佐 人間科学部 教授
すずき のぶはる 鈴木 伸治	・ 横浜市立大学 国際教養学部 学部長 教授
たけはら いずみ 竹原 和泉	・ 特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事 ・ 文部科学省総合教育政策局CSマイスター ・ 東京学芸大学 理事（連携・特命事項担当）
はやし しげかつ 林 重克	・ 特定非営利活動法人オールさこんやま理事長 ・ 旭区連合自治会町内会連絡協議会副会長

参考資料4 令和元年度～令和3年度年度の市民協働の取組状況

(1) 3年間の協働事業数(件数)の推移

年度	協働事業数	うち協働契約締結事業数
令和元年度	199 事業	25 事業 (62 件)
令和2年度	203 事業	31 事業 77 件)
令和3年度	212 事業	31 事業 (74 件)

(2) 分野ごとの協働事業数

分野		令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	市民活動・地域活動に関する事業	68	70	72
2	環境の保全に関する事業	31	33	36
3	保健・医療・福祉に関する事業	20	23	22
4	まちづくりの推進に関する事業	22	22	24
5	子ども・青少年の健全育成に関する事業	19	18	21
6	文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業	18	16	18
7	人権・男女共同参画に関する事業	5	5	5
8	防災・災害救援活動に関する事業	5	6	6
9	職業能力の開発・雇用機会の拡充に関する事業	3	0	0
10	経済活動の活性化・消費生活に関する事業	4	6	4
11	防犯・地域安全活動に関する事業	2	2	2
12	その他調査・研究等	2	2	2
合計		199	203	212

参考資料5 横浜市市民協働条例

平成24年6月25日

条例第34号

横浜市市民協働条例をここに公布する。

横浜市市民協働条例

横浜市市民活動推進条例(平成12年3月横浜市条例第26号)の全部を改正する。

横浜市では、これまで多くの市民の努力のもとに、自主的で自由な市民の活動に幅広く支援が行われてきた。特に不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とした市民の活動の支援を推進するとともに、市民協働の発展にも力を注いできた。

広範で豊かな市民の活動があって、初めて市民協働も進展していくのである。

いま時代の展開とともに、市民協働の現場からは、より適切なパートナーシップの構築のため、協働で行う事業の進め方等について、新たな規範を定める必要性が指摘されてきた。

市民協働は、行政と市民、市民団体及び地縁による団体等市民協働を実施するものたちの協議によって個々に形づくられていくものである。そのため、市民協働の形態も多岐にわたることになる。

このような市民協働による社会は、自ら目指すところにより活動していくための自由と権利が保障されている社会であるとともに、お互いを尊重し合い、自己のみの利益追求ではなく、相互に助け合うことのできる社会である。

ここに、市民協働を進める上で必要となる横浜市の責務と踏まえておくべき基本的事項を定め、市民の活動や市民協働の環境を整備するとともに、市民の知恵や経験を市政に反映することにより協働型社会の形成を図るものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、もって自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

2 この条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市(以下「市」という。)と市民等とが協力して行うことをいう。

3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

4 この条例において「市民協働事業」とは、市と市民等が第8条に定める基本原則に基づいて取り組む事業をいう。

- 5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民公益活動及び市民協働事業が円滑に行われるために、情報の提供並びに人的、物的、財政的及び制度的にできる限りの支援をしなければならない。

- 2 市は、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、市から財政的支援を受けた市民公益活動及び市民協働事業については公正に行わなければならない。

- 2 市民等は、その特性を生かしながら市民協働事業を行うとともに、活動内容が広く市民の理解を得られるように努めなければならない。

第2章 市民協働

第1節 市民公益活動

(市民公益活動)

第5条 市は、市民等が行う市民公益活動(次の各号に掲げるものを除く。)を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 営利を主たる目的とする活動

(市民活動推進基金)

第6条 市民公益活動を財政的に支援するために、市に横浜市市民活動推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

- 2 市が基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 4 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。
- 5 基金は、その設置の目的を達成するために必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(支援申請等)

- 第7条 市民等は、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて市民公益活動を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 2 市民等は、前項の活動が終了したときは、速やかに、事業報告書を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により提出された書類について、当該市民等に報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。
 - 4 市長及び当該市民等は、規則で定めるところにより、第1項及び第2項に規定する書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

第2節 市民協働事業

(市民協働事業の基本原則)

- 第8条 市及び市民等は、次に掲げる基本原則に基づいて、市民協働事業を行うものとする。
- (1) 市及び市民協働事業を行う市民等は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。
 - (2) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について目的を共有すること。
 - (3) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について、その情報(第13条に規定する秘密を除く。)を公開すること。
 - (4) 市及び市民協働事業を行う市民等は、相互の役割分担を明確にし、それぞれが当該役割に応じた責任を果たすこと。
 - (5) 市は、市民協働事業を行う市民等の自主性及び自立性を尊重すること。

(市民協働事業を行う市民等の選定)

- 第9条 市長は、市の発意に基づき市民協働事業を行おうとするときは、その相手方となる市民等を公正な方法により選定しなければならない。
- 2 市長は、市民協働事業の相手方となる市民等の選定に当たっては、当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質その他の事業を遂行する能力を総合的に考慮しなければならない。

(市民協働事業の提案)

- 第10条 市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。
- 2 市長は、前項の提案が行われたときは、速やかに、当該提案を審査し、採用の可否を決定し、理由を付して提案者に通知しなければならない。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(自主事業)

- 第11条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業(以下「自主事業」という。)を当該市民協働事業とともに行うことができる。
- 2 市民等は、自主事業を行うときは、あらかじめ市に届け出るものとする。自主事業を終了したときも同様とする。

(協働契約)

- 第12条 市は、第9条第1項の選定又は第10条第2項の決定により市民協働事業を行う場合は、規則で定める軽易なものを除き、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約(以下「協働契

約」という。)を締結するものとする。

- 2 前項の協働契約には、事業目的、事業の進め方並びに役割、費用及び責任の分担その他規則で定める事項を定めるものとする。

(秘密の保持)

- 第13条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密を漏らしてはならない。当該市民協働事業が終了した後も、また同様とする。

(負担)

- 第14条 市は、市民協働事業を行う市民等に対して、公益上必要な負担を負うものとする。この場合において、市は、市民等の自主性及び自立性を重んじるとともに、効率的・効果的なものとしなければならない。

(事業評価)

- 第15条 市及び市民等は、当該市民協働事業の終了後(当該市民協働事業が年度を越えて継続する場合は、年度終了後)に、事業の成果、役割分担等について、相互に評価を行うものとする。

- 2 前項の規定により評価を行った場合には、当該評価を公表するものとする。

第3節 中間支援組織

(中間支援組織)

- 第16条 市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

- 2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

第3章 市民協働推進委員会

(市民協働推進委員会)

- 第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会(以下「市民協働推進委員会」という。)を置く。

- 2 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

- 3 市民協働推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(組織)

- 第18条 市民協働推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民等
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第19条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(報告)

第20条 市長は、市における市民協働の取組み状況について、適宜、議会に報告するものとする。

(読替え)

第21条 水道事業、交通事業及び病院事業並びに教育委員会において行う市民協働については、この条例(第3章及び附則第1項を除く。)の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」又は「教育委員会又は教育長」と、「規則」とあるのは「企業管理規程」又は「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成25年2月規則第13号により同年4月1日から施行)

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に始める市民協働から適用し、同日前に現に行われている市民協働については、なお従前の例による。

(見直し)

3 この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。